

平成 2 8 年

# 議会運営委員会記録

平成 2 8 年 9 月 1 2 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成28年9月12日（月曜日）  
午後 2時20分 開会 午後 2時50分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	待 鳥 美 光 議員	委 員	村 田 富士子 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員	副 議 長	齊 藤 秀 雄 議員
委員外議員	菅 原 満 議員	委員外議員	吉 村 豪 介 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員	委員外議員	小 嶋 智 子 議員
委員外議員	赤 松 祐 造 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
建 設 部 長	星 野 賢	企 画 部 次 長	奥 山 寛 幸
総 務 部 次 長	田 中 孝 一	建 設 部 次 長	戸 田 伸 二
秘書広報課長	松 戸 克 彦	政 策 課 長	川 辺 聡

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	高 橋 澄 枝	主 事	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

追加議案の説明について

和光市議会委員会条例の一部改正について

午後 2時20分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

まず、会議には議長とオブザーバーとして副議長と5名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 お忙しい中、議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。

9月15日に追加提出する議案第57号、平成28年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

内容については、総務部長から説明させていただきます。

○吉田武司委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。（午後 2時21分 休憩）

再開します。（午後 2時22分 再開）

本日の案件は、追加議案、及び、和光市議会委員会条例の一部改正についてです。

資料を確認します。本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

平成28年9月15日付けで、市長から、議案第57号、平成28年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）が提出されます。

提出議案の説明を願います。

安井総務部長。

○安井総務部長 それでは、議案第57号について説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,800万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ259億1,422万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、款8土木費において、理化学研究所の偉業である新元素の合成・発見を記念して、新元素発見記念通りとしてシンボルロードの整備を行うための工事費用を増額しております。

次に、歳入につきましては、款16県支出金において、この事業に対する補助金として、埼玉県ふるさと創造資金補助金を追加計上いたしました。

なお、歳入歳出調整後の歳入の不足額900万円につきましては、財政調整基金からの繰り入れをもって措置しております。

○吉田武司委員長 以上で、提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午後 2時23分 休憩）

再開します。（午後 2時30分 再開）

議案第57号について、9月15日、木曜日、第22日、閉会日の議事日程に追加し、議案・陳情

に対する討論、採決の次に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を  
とらずに行い、採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

去る9月7日に開催されました総務環境常任委員会で付託されました、議案第40号、和光市  
部設置条例の一部を改正する条例を定めることについては、委員会の審査結果では、原案のと  
おり可決となっております。

よって、本会議におきましても、原案のとおり可決される見通しとなってまいりました。そ  
の関連で、和光市議会委員会条例の改正について、議長より説明願います。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 議案第40号、和光市部設置条例の一部を改正する条例を定めることについて  
が原案のとおり可決された場合、和光市議会委員会条例を改正する必要性が生じます。お手元  
に改正案をお配りさせていただいております。具体的に申し上げますと、新たに子どもあんし  
ん部が設置されることに伴い、文教厚生常任委員会の所管に子どもあんしん部を追加するとい  
う内容の改正になります。

施行日は、平成29年1月1日とするものです。

○吉田武司委員長 ただいま議長から説明がありました。各会派から御意見がありましたら、  
お願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

この議案については、この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定める  
ことについては、議案第58号として、副議長提案で提出することに決定しました。

この議案第58号は、9月15日、木曜日、第22日、閉会日の議事日程に追加し、議案第57号の  
採決の次に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略して、直ちに質疑、討論、採決を行いた  
いと思います。副議長提案ですので、質疑、討論は省略したいと思いますが、いかがでしょ  
うか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に進みます。

和光市議会申し合わせ事項及び議会報告会開催要領についてです。

8月31日の議会運営委員会で、陳情の取り扱いについて、決定した事項を反映した申し合  
わせ事項と確定した議会報告会開催要領をお手元に配付しましたので、会派において周知願  
います。

ここで、議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 3点申し上げさせていただきます。

1点目は申し合わせ事項についてです。お手元に配付させていただきましたが、陳情の取り扱いが変更になりました。改めて確認させていただきます。一般質問に対する制限の中で、一般質問に関して、質問者が作成した資料を提出しようとする場合は、質問日の3日前までに議長に提出することを例とするとしております。そのような形で運用しております。他の方が資料を作成し、配付したい場合、一般質問の3日前までに私に申し出ていただきたいと思います。パネルなどの使用も同様です。事前に了解を得た上で一般質問に臨んでいただければと思います。

2点目は、委員会、本会議においてタブレット、パソコンの使用が可能となっております。パソコン、タブレットの持ち込みが和光市議会では許可されておりますが、改めて確認をさせていただきます。

和光市議会会議規則の中に、何人も会議中は参考のためにするもののほか、新聞紙または書籍の類いを閲読してはならないとあります。その上で、議会改革の一環で、議会資料をタブレットやパソコンで参照する、あるいは会議の中で確認をするためにパソコンを利用するという事に限らせていただいております。使用については個々の良識にお任せしておりますので、範囲を超えないようお願いしたいと思います。

ほかの議会ではパソコンの持ち込みを不可としているところも多いです。また、データだけを入れたパソコンを全員に一律に配付して、それを見るだけという議会も多くあります。議会改革の一環として、和光市議会では議員が使うパソコンをそのまま持ち込んでかまわないということになっておりますが、その点は御注意いただきたいと思います。

最後に、3月定例会について、選挙権の引き下げなどもありましたので、日曜議会で今年も中学生をお招きして議会の周知として行わせていただきました。来年の3月定例会も日曜議会を継続して実施できればと思います。御了解をいただければと思います。議会日程の関係上、決定していただきたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのような形で進めさせていただきます。

私からは以上です。

○吉田武司委員長 議長から申し合わせ事項の徹底、議場内でのタブレット使用、3月定例会日曜日開会について発言がありましたので、各会派で周知願います。

次に進みます。

議会報告会のポスターについてです。掲示いたしましたとおりです。

よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします

次回の議会運営委員会の日程を確認します。

市議会だよりの編集に伴う1回目の編集事前打ち合わせを、15日、木曜日、本会議終了後に行います。

日本共産党、吉田けさみ委員。

**○吉田けさみ委員** 現在、一般質問の期間中ですが、具体的に問題がある点がありますので発言させていただきます。各政党のポスターについてチラシが一定数配られていると。ポスターそのものを張り出していることが選挙違反ではないかという書き方がされています。実際に選挙管理委員会事務局長の答弁でもあるように、決して選挙違反ではありません。

例えば、写真なども掲載されていますが、日本共産党もそれ以外の政党も張らせていただけませんかというお願いのもと、了承をいただいて、張らせていただいているということが常識だと思います。それなのにAさんのお宅、Bさんのお宅というように、写真を掲載して市内に配るということについて、これは間違っていると思います。

ポスターの取り扱いについても認識が全然違います。まるで政党が選挙違反をしているかのようなイメージを与えています。市民の方はこの内容を知らないと言いますが、これを書いた議員のほうが、むしろ政治活動や選挙活動の中で、知識がいろいろ混乱していると思います。これについては、明らかに間違った文書を市民に配っています。これは回収は無理でしょうが、最初に出したチラシについては中身に誤りがあり、修正すべきということを申し上げておきたいと思います。

**○吉田武司委員長** 赤松委員外議員。

**○赤松祐造委員外議員** 7月20日の時点で、ポスターは選挙違反ということを選挙管理委員会が認めています。埼玉県も認めています。罰則は選挙管理委員会ではできないので、警察に付託しますという公文的な回答を得ております。今回、私が一般質問で質問した後も、再度、選挙管理委員会事務局長に確認をしたところ、これは違反ですから、今後パトロールしますという回答をいただいています。

**○吉田武司委員長** 日本共産党、吉田けさみ委員。

**○吉田けさみ委員** 7月20日以降も張ってあるポスターのことを指摘していると思いますが、選挙管理委員会事務局長の答弁を聞いていると、年間を通して張れるポスターもあるわけです。そのように選挙管理委員会事務局長は答弁しているわけです。例えば、参議院選挙であれば、参議院選挙に関わる候補者名、あるいは政党名に関しては証紙を張る必要がありますが、参議院選挙の候補者とは違う人たちのポスター、例えば衆議院議員がどんなポスターで掲示されているかが、これは選挙違反にはならないわけです。赤松議員が勝手に思い込んでいるわけです。選挙管理委員会事務局長の答弁はそうになっていません。私の聞き間違いではないと思います。この場で、私と赤松議員でやりとりをしてもしょうがないので、議長の見解も含めてきちんとすべきだと思います。

○吉田武司委員長 赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 公職選挙法の参考資料を読んでいただければわかると思いますが、今回の参議院選挙は、比例代表で、政党がわかるイメージのものは選挙期間中は張ってはならないとなっています。私は2点質問しています。選挙違反になるのかどうか見解を聞いています。もう1点は、公職選挙法の中で、証紙を張ったものも選挙が終わった後には除去しなければならないとなっています。なぜ、選挙管理委員会に質問したかという、選挙管理委員会は公職選挙法の内容をよく理解していなかったからです。最初の回答では罰則はないと。ただ、よく読むと、罰則は警察が行うけれども、選挙管理委員会は撤去させることができるようになっていて、あらかじめ、警察に通報しなければならないとなっています。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 赤松議員は、選挙管理委員会事務局そのものが怠慢みたいな言い方をしていますね。選挙管理委員会事務局はきちんと仕事をしています。このようなポスターが張られていて、撤去をしろと言われた政党はあるのですか。

○吉田武司委員長 休憩します。（午後 2時45分 休憩）

再開します。（午後 2時49分 再開）

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 赤松議員の一般質問に対するチラシの件で問題提起がございました。これについて、見解がそれぞれ違っております。議事録が完成した段階で、問題点等を詳細に確認をしていただきたいと思います。議長としては前から申し上げているとおり、本人が出されるチラシに関しては影響力がありますので、しっかりした調査を行い、誤解を招かないような形で慎重にチラシを作成していただきたいと思います。改めて、この点を指摘させていただきたいと思います。

○吉田武司委員長 議長から発言がありました。議事録が完成した段階で再度協議したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

ほかに何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び公開資料等については、委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午後 2時50分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委員 長 吉 田 武 司